

平成30年度 桜島学園 事業計画書

平成30年度 事業計画書

桜島学園

1. 基本理念

社会福祉法人愛光会は、「施設の主体者は利用者である」ことを原点として、「人権に関する世界宣言」「児童の権利宣言」「障害者の権利宣言」を基本理念の下、倫理綱領を定め「人間尊重」「権利擁護」「自立支援」「幸福追求」を重点責務として掲げている。

児童養護施設桜島学園は、その倫理綱領に則り「子どもの生命、発達、諸権利を保障」し、尚且つ「児童憲章」「児童福祉法」「児童の権利に関する条約」に基づいて子どもたちが最善の利益を享受できる援助を展開しなければならない。子ども一人ひとりの個性を尊重し、権利行使の主体者として重く受け止め、子どもたちが「身体的、心理的、精神的、道徳的、社会的」に発達するための高品質で多様なサービスを提供し、その上子どもたちが安心して健康で明るい学園生活が実現できるよう、保護者との連携、関係機関との連携、地域に開かれた施設像を目指し、有機的に支援することを基本理念とする。

2. 方針

利用者である子どもたちは、何らかの理由により社会的養護が必要であり、「生活」「発達」「自立」を支援していくという認識の下、質の高い安全で安心できる生活環境を整え、権利行使の主体者として一人ひとりの個別性を認め、自己決定できる力を育み、社会の中で生きていく為の生活力を育てていくものである。

近年、様々な生活環境で育ってきたことからの、心理的後遺症を持つ子どもたちが増加してきている現状を鑑み、集団の持つ利点は効果的に利用しながらも、生活集団は可能な限り小さくし、日常生活の様式や条件を標準的な家庭生活様式に近づける。また日課や規則においても一人ひとりの生活様式を尊重し、温かく潤いに満ちた家庭的養護を方針として掲げ、合わせて施設の治療的、教育的、課題に取り組む。

桜島学園が持つ人材（子ども・職員）や施設・設備などの資源を活用し、関係機関との連携の中で地域におけるさまざまなニーズを発見し、高齢者・障がい者・子どもなど地域住民の頼りとなる地域の拠点の一つとなり、災害等の緊急時においても地域の拠点となるよう、公益的活動（社会貢献）を主体的、積極的に推進を図り、児童養護施設桜島学園の存在意義を一層高めることに努める。

3. 目標

① 利用者に対する権利擁護の推進

法人において規程されている倫理綱領・職員基本行動基準の順守はもとより、「人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情等解決規程」及び「利用者の人権擁護推進マニュアルー虐待の防止と虐待発生時の対応ー」による、虐待＝人権侵害を適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人ひとりの人権を重く受け止め、利用者への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害ゼロを目標とした支援を展開することは最も重要なことである。それはまた施設職員としての責務であることから次の事項を課題とする。

・職員研修・人権教育の推進

自己研修、集団研修、補助的研修、職員人権スピーチ（毎日、職員会）、施設長人権講話（職員会）

・自己検証の実施（施設用・職員用）と新たな目標の設定

「利用者の人権擁護推進マニュアル」に添付されている検証票によって、年1回実施する。職員全員でその結果の論議・確認を行う。その結果として施設のあり方及び職員個々の目標を設定し、権利擁護への認識を高める。

- ・人権侵害調査係の選任

施設長が選任し理事長が任命する。人権擁護推進及び相談苦情受け付け担当者が兼任する。第三者委員会による実態調査を実施しない月は、係りによる「桜島学園人権侵害実態調査票（児童用）」を実施し、人権侵害行為の把握に努める。

- ・第三者委員会の設置

施設長は、法人において設置された、第三者委員会による年1回の実態調査を受け入れ、その結果是正勧告を受けたら速やかに是正し、委員長及び理事長に報告する。

- ・子どもへの人権教育の推進

外部講師による子どもへの人権教育を実施し、互いに思いやりを持って楽しく生活ができるよう支援する。

② 被措置児童等虐待防止ガイドラインの順守

施設利用者である子どもたちが、権利行使の主体者であることの認識の下、最善の利益を享受できるよう、職員はその援助を行い且つ鹿児島県ケア基準を順守し、子ども主体の支援を展開する。

厚生労働省は「被措置児童等虐待防止ガイドライン」を定め、鹿児島県は「鹿児島県被措置児童等虐待対応マニュアル」を定めた。全国児童養護施設協議会は「すべての児童養護施設において人権擁護と人権侵害の防止に取り組むために～『児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のためのチェックリスト』」を定めた。それを柱としたより一層の権利擁護の推進を図る。

③ 自立支援

「身辺、身体的、精神的、社会的、経済的」自立への支援は勿論のこと、入所直後の諸問題への早期対応、インケアにおける心理的ケア、学習指導、社会体験学習、家庭生活体験、部活動入部、家事等の体験、調理実習、リービングケアにおける自立特別支援、労働体験（アルバイト）、自動車免許取得等、関係機関協力の下、総合的、有機的に行い子どもの自立を促進する。長期休業中を利用して、高校生の調理実習を計画的に行い、調理技術を習得させる。年齢や発達段階に応じた自立支援計画書を策定し、職員が共通の意識を持って、子どもの自立に必要な最善の支援を計画的に行う。

④ 生活支援

年齢や心身の発達状況に応じた基本的な生活習慣の確立を目指す。一人ひとりの個別性を尊重し、生活集団は可能な限り少人数化し、子どもの意見を最大限に尊重した上で、選択自己決定できる力を育み、最善の利益が享受できるよう支援する。日常生活様式は可能な限り標準的な家庭生活様式に近づけ、子どもの悩みや相談、問題行動等には個別指導、援助を行い各種行事や、スポーツ（野球・バレーボール）、労作活動をとおして一人ひとりを情操豊かに大切に育てる。

子どもたちの実情にあった生活を支援していくために、各寮・ホームごとに生活のルールや行事等を子どもと話し合う。その中で児童一人ひとりのニーズを把握し支援していく。その充実を図るため部屋会と寮及びホーム担当者会議を定期的に開催し、子どもたちの意見を十分に反映していく。

⑤ 発達支援

個々の子どもの年齢に応じた身体的、精神的到達度を把握し社会性、情緒的、知的、言語、学習能力、運動能力等における発達課題を設定して、積極的に助長していく。また精神衛生には充分配慮し、学校、地域社会及び関係機関、保護者の理解と協力を得て発達を支援していく。

入所してくる子どもたちは環境が変わることにより、愛着対象の喪失や変更という心理的ダメージを受けやすいので、十分に甘えさせ、生理的欲求、安全の欲求を十分に満たせるよう支

援する。

幼児については幼児教育の充実を図るため、幼稚園へ通園させる。

⑥ 情報公開及び個人情報の保護

定期的に学園だより、愛光会だよりを発行し、保護者及び関係機関、地域社会へ配布し学園の様子を知らせる。また、インターネットを利用しホームページを掲載し、学園の取り組みや行事、子どもの活動、事業計画、決算等の情報を公開していく。また個人情報保護を推進するため、厚生労働省が定めるガイドラインを基本に利用者及び保護者の個人情報を保護していく。個人情報の流出を防止するため職員への教育を行う。

⑦ 入所児童及び利用者並びに職員等に係るマイナンバー（個人番号）の取り扱い

平成25年のマイナンバー法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の成立を受け、平成27年10月から日本国内に住民票があるすべての人に対してマイナンバーの通知が行われ、平成28年1月1日から社会保障や税金の申請手続き・管理、災害対策の行政手続き等にマイナンバーが用いられることとなった。

当法人各施設等を利用者のマイナンバーの管理については、「社会福祉法人愛光会利用者の個人番号（マイナンバー）預かり取扱規程」及び厚生労働省並びに鹿児島県関係担当課等の通知・指導等に沿い、マイナンバーが漏えいしたり、不正に使われることがないように事務手続きは慎重に取り扱う。

また、職員分についても当法人就業規則等関係規定や関係機関からの通知及び法令等に沿い、情報漏えい等正当な理由なく業務で取り扱う個人情報ファイル等を部外者へ提供する等不正がないよう取り扱う。

4. 桜島学園基本構想

厚生労働省は、「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書」（平成19年11月）を示し、社会的養護を必要とする子どもの増加、虐待等子どもが抱える背景の多様化等によって、現在の社会的養護対策は転換期を迎え、現行では充分とは言い難いと指摘し、社会的養護体制全体の見直しを求め、全国児童養護施設協議会は今後の社会的養護や児童養護施設の養育のあり方について提言している。それらを踏まえ、桜島学園ではこれからの基本構想のテーマを「子どもたちが、夢を持てる施設をめざして」として掲げ、その実現のための基本構想計画を策定し、平成20年度以降以下のように取組んでいきたい。

① テーマ 「子どもたちが、夢を持てる施設をめざして」

- | | |
|--------------------|----------------|
| イ 子どもの権利擁護の推進 | ホ 小規模化の推進 |
| ・ 施設内虐待の防止 | ・ 本館の小規模化 |
| ・ 児童間暴力への対応 | ・ 椿寮の小規模化 |
| ロ 安全で安心して暮らせる環境の構築 | ・ 小規模化に伴う環境的要因 |
| ・ 家庭により近い養護の拡充 | へ 里親との連携の強化 |
| ・ 育て直しができる養育 | ・ 里親制度の啓発 |
| ・ 食と生活の充実 | ・ 週末里親等の活用 |
| ・ 透明性のある福祉サービス | ・ 里親支援 |
| ハ 自立援助機能の拡充 | ト 地域の子ども支援対策 |
| ・ 自立支援計画の策定 | ・ 東桜島地域子育て支援事業 |
| ・ スーパービジョンの充実 | ・ 要保護児童支援対策 |
| ニ 心理的ケアの拡充 | チ 大学進学支援基金の創設 |
| ・ 心理療法の拡充 | ・ 大学進学支援基金の創設 |
| ・ 家庭支援の充実 | ・ 身元保証制度の創設 |

② 今年度の重点的取り組み

基本構想計画を実現するため委員会を設置し、以下の事項を検討していく。なお、単年度での達成は困難であるので、2～3年かけて検討していくものとする。

イ 児童支援の充実

① 養育・支援

- ・ 支援の目標「あいさつ」「返事」の徹底。
- ・ 寮・ホームの呼称を全てホームとする。
- ・ 性教育の充実
- ・ ホーム毎に定期的な調理実習の実施
- ・ 定期的に児童会の実施

② 余暇活動

- ・ 子どもの遊び場の多様性を探る。
- ・ スケッチの日を設ける。

③ 学習支援

- ・ 家庭教師による進学に向けた学習支援の充実（中学2年生～中学3年生）を図る。

④ 部屋会（児童と職員）

- ・ 子どもと職員が話し合う機会を定期的実施し、子どもからの要望や意見を聞いた子どもへの伝達等を行う。

⑤ フロアー会議（職員）

- ・ ホーム担当者によるミーティングを実施し、子どもの情報共有を図るとともに経験の伝承やOJTの充実を図る。

⑥ ホームでの行事

- ・ 各々のホーム毎で独自の行事を行い、特色のあるホーム運営を行うように努める。

⑦ 主任会議

- ・ 副主任以上の職員が定期的実施し、部屋会、ホーム会議の内容や取り組みの他、ホーム間の格差や不均衡が生じないように話し合う。

⑧ 児童会活動

- ・ 児童会を定期的実施し、子どもからの要望を聞き、行事等を計画し、児童会活動の充実を図る。

ロ 地域における公益的活動（社会貢献）

- ・ 姫宮神社清掃活動
月1回地域活動の日を設け、職員による姫宮神社の清掃活動を行う。

ハ 施設機能の強化

① 第三者評価受審準備委員会

- ・ 鹿児島県社会福祉士会による第三者評価を受審結果改善すべき点を話し合い、施設機能の質の向上に努める。

② 家庭的養護推進

- ・ 鹿児島市街地に地域小規模児童養護施設の開設。

- ・ ひまわりホームの小規模グループケアを実施。

③ 職員処遇

- ・ 園内研修、職員研修の充実。
- ・ 各ホームにホームリーダーを置き、まとめ役を担い、新人のサポート体制を強化。
- ・ 初任者研修の充実、3年未満の職員向け研修を実施する。
- ・ 状況に合った勤務時間に見直し。また、出勤11時、退勤20時の創設。
- ・ 職員サポート、ストレスマネジメントの充実、新人職員と月1回面談を行い悩み等のサポートを行う。

ニ 危機管理体制の推進

- ・ 桜島火山爆発警戒レベル4を想定し、防災意識を高めると共に、危機管理体制の強化を図る。非常時や避難時の持ち出し品の点検を行う。

5. 内 容

① 自立援助機能

子どもが将来よき社会の一員となり、満足のいく幸福な人生が送れることを目標に、年齢に応じた生活体系を考慮し、精神的安定を図りながら、自立に向けて子どもたちの意見を反映した短期的長期的な自立支援計画による自立援助を実現する。

- イ. 自立支援計画策定会議及び見直し会議
- ロ. 職員会議
- ハ. 児童相談所及び学校との連携

② 治療的、教育的機能

毎日職員朝会、定期的に職員会議およびケース会議を実施し、子どもについて健康状態・生活状態（態度・行動・心的変化）を討議・確認し、異常・変化の早期発見に努め、子どもの支援その他の打ち合わせをなし、養護の万全を期す。

「非行」「不登校」「被虐待」「発達障害」等の問題を持つ子ども、情緒障害を持つ子どもさらに、複雑な問題を重層的に抱えた子どもが増加していることを考えると、子ども一人ひとりの問題を的確に把握し、発達段階に応じた支援と合わせて心理的、精神的対応の専門性が要求される。児童相談所、医療機関との連携を一層推進し、子どもたち個々の発達可能性が精いっぱい実現できるよう専門性を高める。また、新任職員に対して職員教育の充実を図る。

近年は、基礎学力が未定着で学力不振の子どもが目立つので学習時間を見直し、学習習慣の定着化を図る。

- イ. ケース会議（事例研究）
- ロ. 入所時ケース検討会
- ハ. 地域との連携
- ニ. 保護者との連携
- ホ. 心理療法関係研修会（施設内外）
- ヘ. 小中高生への学習指導の充実
- ト. 職員研修の充実（外部講師の施設内研修）

③ 食生活の向上

食生活を生活支援の原点としてとらえ、子どもの成長に合わせた正しい食生活習慣を身につけさせると同時に、子どもたちのニーズに応えるべき「安全で、楽しく、おいしく、バランス良く」を目標として、温かい愛情を込めた食事の提供を実践する。また食中毒防止に特に留意し施設の保健衛生指導を強化する。

- イ. 嗜好調査
- ロ. 給食委員会
- ハ. 検便
- ニ. 給食器具材料の点検、滅菌
- ホ. 害虫駆除
- ヘ. エコと食生活

④ 家族への指導援助機能

核家族化の進行や、家族機能等の変容により保護者の養育意識、養育能力の低下に伴い家族間の絆や連帯感まで希薄化し、親子分離が余儀なくされているケースもあること、また様々な価値観を持った保護者がいるという認識の下、その価値観を共有しながら、保護者と真剣に向かい合い、自立支援計画を公開し、保護者の子育て意識を高める。さらに家族への指導援助機能を高めるために、家庭支援専門相談員を配置し、必要に応じて家庭訪問を行い、保護者の抱える問題や子どもとの関係の再構築等支援していく。入所した子どもについては必ず家庭訪問を行う。

子どもの支援内容や生活の様子、ルールなど保護者へ知らせる桜島学園利用説明書を作成し、施設への理解と協力を深められるようにする。

- | | |
|------------------|--------------------|
| イ. 週末帰省 | ホ. 学園だよりの発送 |
| ロ. 学校長期休業中帰省 | ヘ. 問題行動の連絡 |
| ハ. その他保護者希望による帰省 | ト. 電話、手紙、面会 |
| ニ. 進路に関する協議 | チ. 桜島学園利用説明書の作成、配布 |

⑤ 被虐待児童への対応

増加する被虐待児への対応を図るため、個別対応職員及び心理療法担当職員、家庭支援専門相談員を配置し、三者が担当職員と連携を保ちながら個々の発達段階に応じた指導援助を行い、子どもの自立を支援していく。

⑥ 小規模養護の推進

近年虐待環境で養育された子どもの割合が増え、様々な問題行動の他に対人関係がうまくいかず、甘え方が分からないなど愛着障害を起こしている場合が多く見られる。そうした子どもへのケアの充実を図るため小規模化、またはユニット化を推進し、家庭により近い環境の中で、職員との個別的な関係を重視した支援を提供していく。

⑦ 苦情解決体制の推進

子ども個人の権利を擁護するとともに子どもたちのニーズに沿った福祉サービスが享受できるよう支援していくが、施設利用者である子どもたち、またはその保護者・学校・地域・関係機関から苦情の申し出があった場合、人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情等解決規程に基づき、苦情を密室化せず、中立・公正で一定のルールに沿った方法により解決を図る。また苦情の申し出をしやすい環境を作るため相談・苦情箱を設置する。

利用児童の人権擁護を推進していくためには、職員が何でも話せる環境が必要である。職員の相談等を適切に対応するため、職員用相談システムを構築し、職員へのサポート体制を充実する。

6. 地域福祉の向上機能

施設の養育能力を高めるため、地域社会の理解と協力は欠くことのできない重要な力である。利用者はもとより地域社会のニーズを的確に把握しそれに応えるべき努力をしなければならない。そのみならず、施設の持つ知識と、技術、設備を地域の社会資源として開放し、児童福祉にとどまらず、地域福祉の拠点としてその向上に積極的に参画していくことが大切である。

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| イ. 地域住民との連絡協議会 | ニ. 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト事業） |
| ロ. 地域各種行事への積極的参加 | ホ. 里親との連携の強化 |
| ハ. 虐待防止ネットワークの啓蒙 | ト. 公益的活動（社会貢献）の推進 |

7. 危機管理体制の推進

児童養護施設が子どもの安全且つ生命を保障することが第一義的条件である。そのことに鑑み、愛光会安全対策規程に則り、子どもたち、職員の安全教育への推進は勿論のこと、防火防災意識を高揚

するため火災、火山爆発、地震、水害、津波に対応した避難訓練を実施し、その組織と責任分担を明確にしておくことが重要である。また、無断外出発生時には無断外出捜索体制に基づき子どもの早期保護に万全を期すとともに、無断外出への予防対策及び事後処理を充実する。食中毒対策、感染症予防対策として子どもたち及び職員（特に栄養調理部門職員）への教育を徹底しておかなければならない。また、車両等の事故防止を図るため、交通ルールを順守し安全運転に努めるとともに、車両の管理及び整備を適切に行い、子どもの生命及び運転者自らの生命と財産を守るため最善を期す。

- | | |
|---------------|----------------|
| イ. 避難訓練 | ト. 施設内設備の安全点検 |
| ロ. 消火訓練 | チ. 交通安全教育 |
| ハ. 通報訓練 | リ. 車両の安全運行 |
| ニ. 救助訓練 | ヌ. 不審者侵入対応訓練 |
| ホ. 健康管理の徹底 | ル. 感染症対策強化 |
| ヘ. 手洗い、うがいの励行 | ヲ. ヒヤリハット活動の充実 |

8. その他

基本理念、基本方針、鹿児島県ケア基準を意識した援助を展開しなければならないことは、冒頭示したとおりである。子ども一人ひとりが自分の将来に大きな夢を持ち、希望を持って生活し、将来子どもたちがあの学園で生活して良かったと思えるような、子ども一人ひとりを大切にしたい、子どもを中心に据えた援助を目指したい。その最前線ではまだまだ微々細々にわたって対応を迫られる訳であるが、子どもの命と、人権を重く受け止め、意見を尊重する心を常に持ち続けることが大切である。

9. 日課

時 刻	項 目	留 意 事 項			
6 : 3 0 : 4 0	起 床 朝 食	朝の挨拶 早い起床 寝具整理 洗面 健康観察 なごやかな雰囲気 庭掃除			
7 : 0 0 : 1 0	高校生登校 小、中登校	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">}</td> <td>各寮玄関で送り出す 気持ちよい登校</td> </tr> <tr> <td>服装、忘れ物をさせない</td> </tr> </table>	}	各寮玄関で送り出す 気持ちよい登校	服装、忘れ物をさせない
}	各寮玄関で送り出す 気持ちよい登校				
	服装、忘れ物をさせない				
1 6 : 3 0	小 下校 小 学習	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">}</td> <td>優しい笑顔で迎える 健康観察</td> </tr> <tr> <td>学校での出来事など楽しい会話</td> </tr> </table>	}	優しい笑顔で迎える 健康観察	学校での出来事など楽しい会話
}	優しい笑顔で迎える 健康観察				
	学校での出来事など楽しい会話				
1 7 : 0 0 : 3 0	中 下校 高 下校	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">}</td> <td>明日持参する物の確認 忘れ物はないか</td> </tr> <tr> <td>宿題・入浴 部屋掃除 庭掃除 (休日)</td> </tr> </table>	}	明日持参する物の確認 忘れ物はないか	宿題・入浴 部屋掃除 庭掃除 (休日)
}	明日持参する物の確認 忘れ物はないか				
	宿題・入浴 部屋掃除 庭掃除 (休日)				
1 8 : 0 0	夕 食 くつろぎ テレビ・入浴・学習	なごやかな雰囲気 楽しい会話 個々が思い思いに過ごす 宿題、自主学習			
2 1 : 0 0	消 灯	学習希望者は00 : 00を一応の限度として学習する 休日の前日にテレビ視聴を希望する児童はその番組終了まで (ビデオ録画は平日可)			

10. 行事予定表

① 年間行事

月	行 事 内 容
4	中・高・入学式 児養協定例代議員会 家庭訪問 職員健康診断 子ども自立支援計画書策定会議
5	こどもの日 母の日（内容については検討する） ちまき作り こどもの日の行事(児童会主催) わくわく大会
6	父の日（内容については検討する） 九州児童福祉施設職員研究大会 救助法研修会
7	鹿児島県児童福祉施設球技大会 児童健康診断 火の島祭り 衣類購入
8	キャンプ 迎え火 送り火 夕涼み会 児童人権研修
9	防災設備点検 西日本児童養護セミナー 東桜島小中地域合同運動会 全国児童養護施設長研究協議会
10	秋桜杯児童福祉施設球技大会 自立支援計画策定会議
11	インフルエンザ予防接種（子ども職員全員）
12	クリスマス会 餅つき 大掃除 大晦日すきやき会 児童健康診断 衣類購入 第三者委員による児童実態調査 ランニング桜島大会応援
1	初詣 書き初め 正月残留児外出 七草 桜島火山爆発総合防災訓練 餅芋焼き 私立高校入試 人権擁護推進のための自己検証
2	節分 豆まき 針供養 事業計画策定会議・支援の手引き見直し
3	ひな祭り 小・中・高卒業式 防災設備点検 人権擁護推進委員による児童実態調査 総合防災訓練及び消防関係機関との連絡協議会（消防署立会） 公立高校入試 不審者対応訓練 レジオネラ菌定期検査

※職員旅行を4～5班に分け実施する

② 月間行事

誕生会（実施内容は検討する）、避難訓練、体位測定、職員会、園内研修、企画委員会、新任研修、ケース検討会、部屋会、フロアー会、主任会議、安全点検の日、浴槽消毒、フリータイムデー、レオクラブ例会、レオクラブ活動、マイクロ便、神社清掃、グループホームさくらじまとの交流会、地域作業、第三者評価受診準備委員会
スケッチの日を設け、絵画展に出展する。